

PPP/PFI推進に係る 最近の国の動向と内閣府の支援制度



内閣府 民間資金等活用事業推進室

PPP/PFI推進アクションプラン(令和6年改定版)の決定

岸田総理発言（令和6年6月3日 第20回 PFI推進会議）

本日、PPP/PFIについて新たな「アクションプラン」を決定いたしました。重点分野であるスポーツ分野において維持管理コストの負担が課題とされてきた「国立競技場」については、我が国における屋外スタジアムビジネスの新たな可能性を切り拓（ひら）き、運営権対価が528億円となる魅力的なプランを提案した優先交渉権者を、JSC（日本スポーツ振興センター）が選定しました。

このように「インフラの維持・整備」、「住民サービスの向上」等、地域の社会課題を官民連携で解決するとともに、民間事業者の利益創出機会の拡大を図っていく観点から、PPP/PFIが極めて有効です。このため、次の4点に重点をおいて、目標件数を引き上げて取組を強力に推進してください。

第1に上下水道、集落排水など分野横断型・広域型のPPP/PFIの形成促進を図り、類似施設・共通業務の統合、自治体間の連携による業務の効率化等を進めてください。

第2に物価変動対策や民間事業者の創意工夫を活かす取組の推進により、民間事業者が適正な利益を得られる環境の構築を進めてください。

第3に重点分野における順調な進捗状況を踏まえ、自衛隊施設の重点分野への追加や、PFI推進機構による新規案件の開拓等を進め、事業規模目標30兆円の実現に向けた道筋を確固たるものにしてください。

第4に空き家等を活用するスモールコンセッションなど、地域の課題に対し、PFI推進機構を活用してきめ細かい支援を行ってください。

自見大臣においては関係大臣と連携し、本日取りまとめた「アクションプラン」に基づき、迅速かつ強力に諸施策を推進するとともに、しっかりと進捗管理を行ってください。



PPP/PFI推進アクションプランの進捗状況と今後の取組方針

- PPP/PFI推進アクションプランに定める事業規模目標30兆円に対する**令和4年度実績は3.9兆円**、重点分野の10年ターゲットに対する**令和5年度（2年目）までの実績は全体で25%**と着実に進捗。
- 一方、財政状況のひっ迫、生産年齢人口の減少、インフラの老朽化などの社会的課題が一層顕在化。
- 30年間続いたコストカット経済から脱却し、「新たな成長型経済」に移行する中、**社会的課題を解決し、成長型経済をけん引する手段として、PPP/PFIを更に積極的に推進。**

事業規模目標に対する進捗状況

事業規模目標 (令和4年度～令和13年度：10年間)	令和4年度 (1年目)
30兆円	3.9兆円

重点分野における具体化の進捗状況

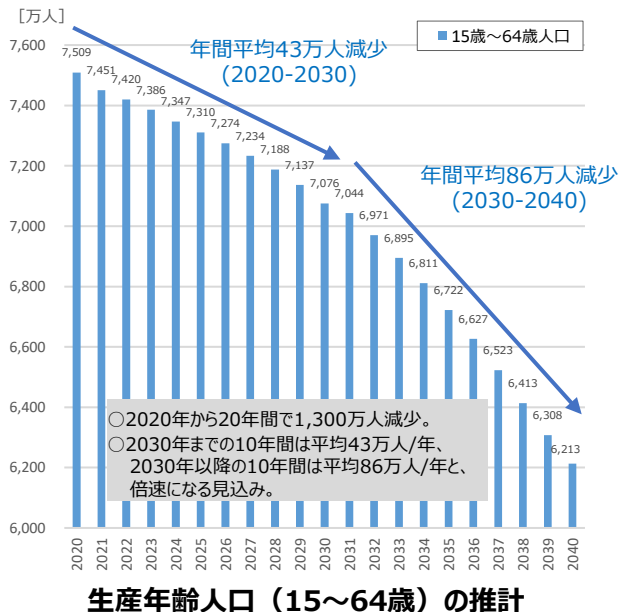
分野	事業件数 10年ターゲット	令和5年度 (2年目)
重点13分野合計	575	143 (25%)

【具体化の定義】

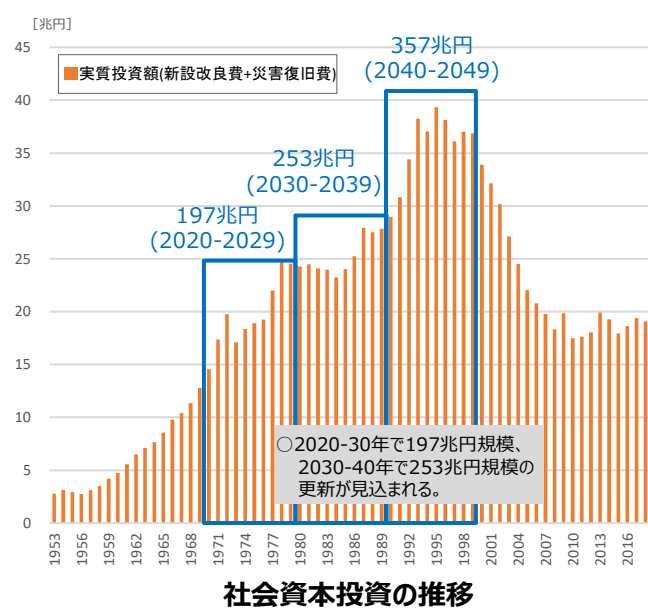
- ①実施契約を締結する予定の案件
- ②実施方針公表段階となる予定の案件
- ③事業実施に向けて具体的な検討を行っている段階の案件

※括弧内は10年ターゲット575件に対する割合を示す。

社会情勢

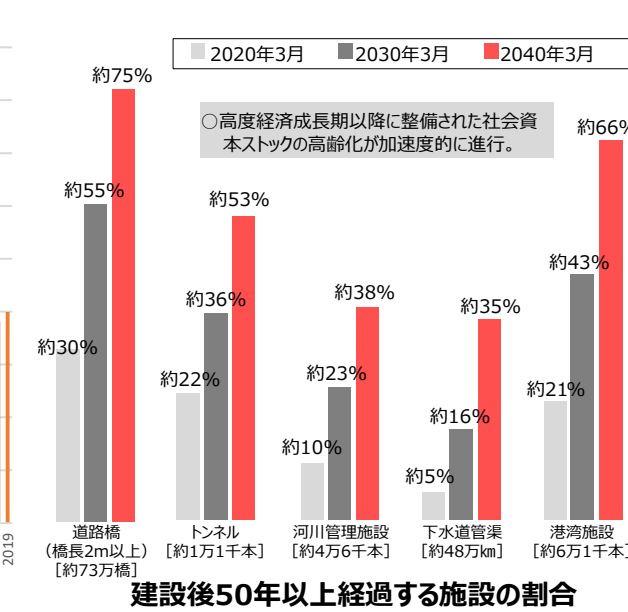


出典：「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）
（国立社会保障・人口問題研究所資料）」を基に内閣府PFI推進室作成



道路、港湾、航空、鉄道、公共賃貸住宅、下水道、廃棄物処理、水道、都市公園、文教施設、
治水、治山、海岸、農林漁業、郵便、国有林、工業用水道、庁舎

出典：「日本の社会資本2022（内閣府）」を基に内閣府PFI推進室作成



出典：国土交通省第1回地域インフラ群再生戦略マネジメント
計画策定手法検討会・実施手法検討会（R5.8.31）
資料より抜粋

PPP/PFI推進アクションプラン 令和6年改定の主要事項

○PPP/PFIを更に進化させていくため、以下の4つの主要事項を柱とし、アクションプランを改定する。

1.分野横断型・広域型PPP/PFIの形成促進

- ・類似施設・共通業務の統合による効率化を図る
分野横断型PPP/PFIの形成促進
- ・自治体間の連携による業務の効率化・補完にも資する
広域型PPP/PFIの形成促進

→ 5 ページ

2.民間事業者の努力や創意工夫により適正な利益を得られる環境の構築の推進

- ・適正な価格の算出の推進
(物価変動への対応、適正な予定価格の算出、
国有財産の貸付料・使用料算定方法のイコールフットINGの明確化・周知)
- ・費用減少以外のメリットの適切な評価
- ・性能発注等民間事業者の利益の創出に寄与する取組の推進
- ・BOT※税制の延長等

※Build-Operate-Transfer:事業期間中は民間事業者が施設を所有する方式

→ 6 ページ

3.事業件数10年ターゲットの上方修正及びPPP/PFIの活用領域の拡大

- ・事業件数10年ターゲットの上方修正
- ・PPP/PFI活用領域の拡大
 - 自衛隊施設 (重点分野へ追加)
 - 集落排水も含めた分野横断型・広域型のウォーターPPP
 - 流域総合水管理の推進
 - 火葬場 ●スタジアム・アリーナ ●国立公園
 - 道路 (下関北九州道路)

→ 7 ページ～ 9 ページ

4.PPP/PFIによる地方創生の推進

- ・空き家等の有効活用により地域課題を解決する
スモールコンセプション等のローカルPFIの形成促進
- ・具体的な案件形成に資するPPP/PFI地域プラットフォーム
の効果的な運営
- ・PPP/PFI事業の具体化に資するPFI推進機構の継続的な支援

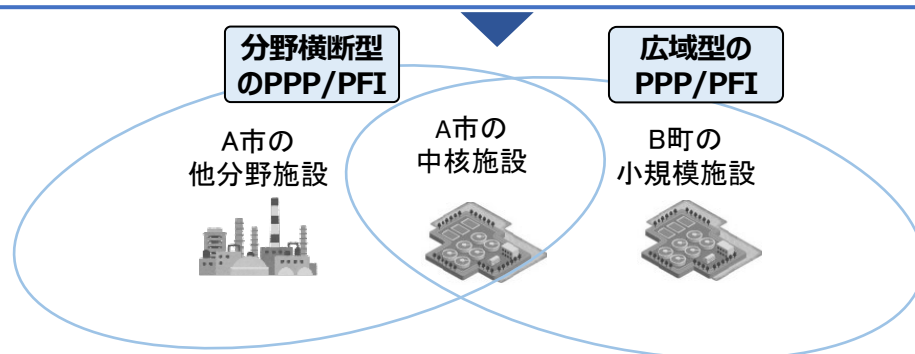
→ 10 ページ

1. 分野横断型・広域型PPP/PFIの形成促進

○一層の歳出の効率化、不足する自治体職員の補完、民間事業者の参入促進等の観点から、**分野横断型・広域型のPPP/PFIの形成を促進**する。

「インフラの再構築」を効果的に進めるためのPPP/PFIの方向性

PPP/PFIで考慮すべき視点		施策の方向性	具体的手法（例）
行政 視点	一層の歳出の効率化	▶ 類似施設・共通業務の統合	▶ ・県と市の同種施設の共同整備・運営
	技術系職員が不足する自治体での公共サービスの維持向上	▶ 自治体間の連携による業務の効率化・補完	▶ ・都道府県がリードし、管内の市町村と連携 ▶ ・一つの市町村がリードし、複数市町村で連携
民間 視点	民間事業者の参入促進（利益確保）	▶ ビジネス領域・規模の拡大	▶ ・複数分野業務の一括発注 ▶ ・複数自治体での共同発注



取組内容

○分野横断型・広域型PPP/PFIの先進事例の地方自治体、民間事業者、金融機関等にヒアリングを行い、以下の観点等から**分野横断型・広域型PPP/PFIのメリット、課題、対応策を整理し、「手引」として令和6年中に公表**。

【先行調査で挙げられたメリット】

・複数分野・事業の統合による効率化 等

【先行調査時にあげられた課題】

・複数関係者が関わることによる事業発案/合意形成の複雑化 等

【手引の概要】

▶ ・シナジーのある分野/事業の例示
▶ ・庁内/自治体間の合意形成時のポイントや留意点 等

○「手引」に基づき地方公共団体等を啓発するとともに、**「手引」作成以降も、分野横断型・広域型のPPP/PFIを推進するための各種施策を検討**。

3. (1) PPP/PFIの活用領域の拡大

○公共サービスの効率的・持続的な提供やカーボンニュートラル実現等の社会課題への対応に、民間の資金、人材、ノウハウ、経営能力等を有効活用していくため、**PPP/PFIの活用領域の拡大**を図る。

自衛隊施設

重点分野に追加

自衛隊施設の強靱化のための**施設の再配置・集約化等の整備**に当たり、PFIやECI※等と包括的民間委託を組み合わせた最適な民間活用手法を適用する「**防衛省版PPP**」を推進。

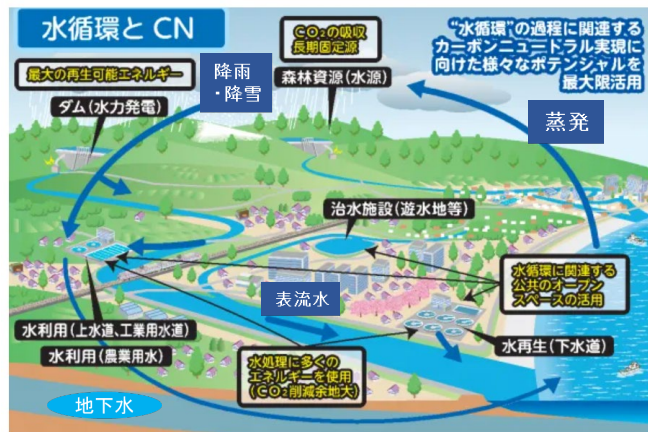
※アーリーコントラクターインボルブメントの略で、施工者が設計段階に関与する方式



整備後の自衛隊施設のイメージ

流域総合水管理の推進

これまで進めてきた「流域治水」に加え、流域単位での水力発電の増強や上下水道施設の再編等による省エネ化を推進し、**流域で治水のみならず、カーボンニュートラルの推進等**にも官民連携で取り組む。



流域単位でカーボンニュートラルの取組を進めている先行事例

出典：矢作川・豊川CNプロジェクト・ポータルサイト(愛知県HP)

分野横断型・広域型ウォーターPPP

水分野の公共サービスの効率的・持続的提供のため、水道・下水道・工業用水道に加え、**集落排水も含めた分野横断型・広域型のウォーターPPPの形成**に取り組む自治体を積極的に支援。



水道事業



下水道事業



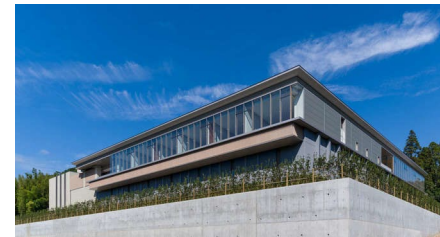
農業集落排水事業

分野横断型のウォーターPPP（守谷市の事例）

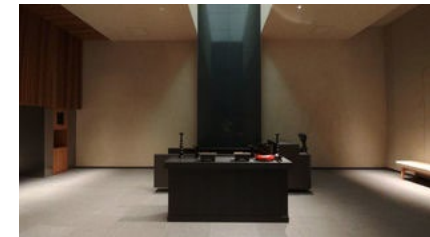
出典：守谷市上下水道事務所資料

火葬場

多死社会の到来を見据え、火葬需要が増加する一方で施設が老朽化する**火葬場の整備・運営**について、PPP/PFIの活用に取り組む自治体を積極的に支援。



外観



告別・収骨室

出典：きみさらず聖苑（木更津市火葬場）HP

3. (2)PPP/PFIの活用領域の拡大

スタジアム・アリーナ

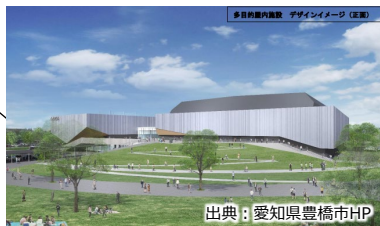
スポーツの成長産業化や、地域経済の持続的成長を推進するため、**官民連携によるスタジアム・アリーナの取組について、事業の具体化を促す伴走型支援**により、更なる推進を図る。



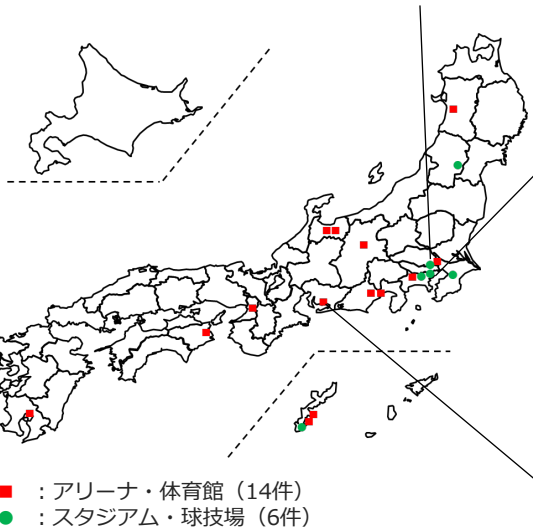
国立競技場 (R7.4 民間事業化予定)



等々力緑地 球技専用スタジアム (R8整備着手予定)



豊橋市多目的屋内施設 (R6事業契約締結予定)

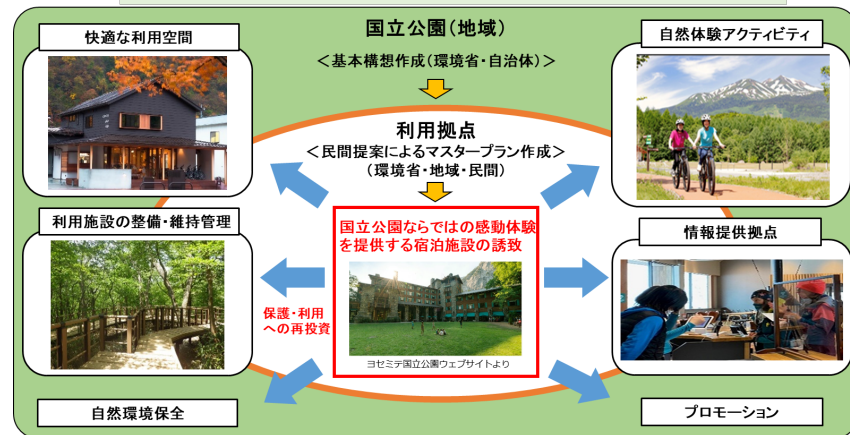


PPP/PFI手法に取り組む主なスタジアム・アリーナ (R6.5末時点)

国立公園

美しい自然の中での感動体験を柱とした滞在型・高付加価値観光を推進するため、国立公園（十和田八幡平、中部山岳、大山隠岐、やんばる国立公園）において、**官民連携による滞在体験の魅力向上の取組**の更なる推進を図る。

民間の発想を活かした滞在体験の魅力向上をパッケージで実施



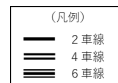
道路（下関北九州道路）

広域的な人流・物流及び経済活動の活性化を支える大動脈、災害時の代替路としての機能・役割が期待される下関北九州道路について、**エリア単位でのPFIの活用も視野に検討**する。



※計画段階評価で決定（令和3年3月）された概略ルートを図示

下関北九州道路ルート案



3. (3)事業件数10年ターゲットの上方修正

○特に進捗が良好な分野（スポーツ施設、文化社会教育施設、大学施設）について、**事業件数10年ターゲットの上方修正**を行う。自衛隊分野の追加と合わせて、**全分野で650件**とする。

5年件数目標 R4アクションプラン（対象：R4-R8）		
重点分野	5年間で少なくとも具体化するべき事業件数目標	対象とする施設・契約形態
空港	3	コンセッション
水道	5	コンセッション等
下水道	6	コンセッション
道路	7	バスでコンセッション等のPPP/PFI
スポーツ施設	10	コンセッション
文化・社会教育施設	10	コンセッション等
大学施設	5	コンセッション等
公園	2	利用料金の設定された公園でのコンセッション
MICE施設	10	コンセッション
公営住宅	10	コンセッション、収益型事業、公的不動産利活用
クルーズ船向け旅客ターミナル施設	3	コンセッション
公営水力発電	3	公営企業局の経営のあり方検討
工業用水道	3	コンセッションをはじめとする多様なPPP/PFI
自衛隊施設（新規）	20	PFI、ECI等と包括的民間委託の組み合わせ
合計	77→97	

事業件数10年ターゲット R5アクションプラン（対象：R4-R13）		
重点分野	10年間で具体化を狙う事業件数	対象とする施設・契約形態
空港	10	コンセッション
水道	100	ウォーターPPP
下水道	100	ウォーターPPP
道路	60	バスをはじめとする道路分野全体（他分野との連携含む）でのPPP/PFI
スポーツ施設	30→40	コンセッション
文化・社会教育施設	30→35	コンセッション等
大学施設	30→40	コンセッション、PPP/PFI
公園	30	コンセッションなど公園全体での民間活用
MICE施設	30	コンセッション、PFI
公営住宅	100	コンセッション、収益型事業、公的不動産利活用、PFI
クルーズ船向け旅客ターミナル施設	10	コンセッション及び国際旅客船拠点形成港湾制度
公営水力発電	20	公営企業局の水力発電施設における経営のあり方検討
工業用水道	25	ウォーターPPPをはじめとする多様なPPP/PFI
自衛隊施設（新規）	50	PFI、ECI等と包括的民間委託の組み合わせ
合計	575→650	

4. PPP/PFIによる地方創生の推進

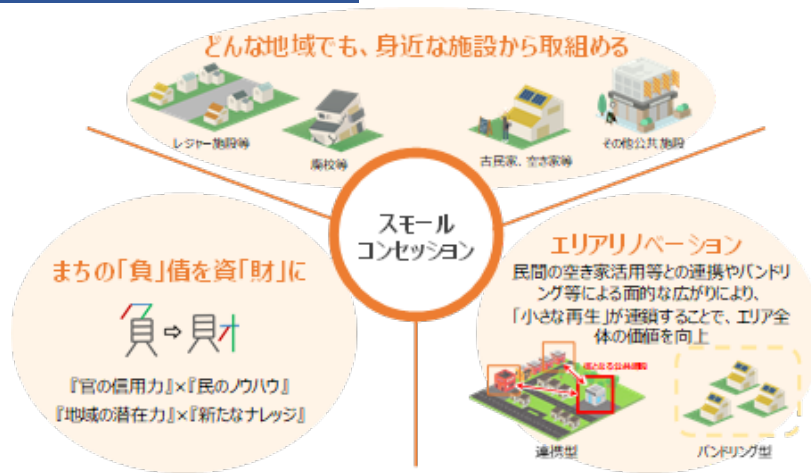
○地域における空き家等を官民連携で積極的に活用するスモールコンセプション※などの地域経済・社会に多くのメリットをもたらす「ローカルPFI」について、地方公共団体での普及推進を図る。

○地域プラットフォームの効果的な運用に関する伴走支援の強化などの支援を行うことで、**地域プラットフォームを通じた継続的、安定的な官民対話を促進**するとともに、**PFI推進機構**による具体的かつ継続的な支援により、**具体の案件形成に繋げる**。

※地方公共団体が所有・取得する空き家等について、民間の創意工夫を最大限に生かした小規模なPPP/PFIを行うことにより、地域課題の解決やエリア価値の向上につなげる取組

スモールコンセプションの推進

スモールコンセプションの目指す姿



スモールコンセプション推進会議（仮称）の設立

- ・ノウハウの共有、マッチングの促進の場として、産官学の多様な関係者が参加、連携する**スモールコンセプション推進会議**（仮称）を設立する。
- ・上記会議は、PPP/PFI地域プラットフォーム等と連携して実施する。

主な取組

- ・首長への働きかけや情報発信（セミナーやイベントの開催等）の強化
- ・スモールコンセプション実践ガイドライン（仮称）の策定
- ・手続きの簡素化
- ・官民のマッチング機能の強化 等

PPP/PFI地域プラットフォームの効果的な運用に向けた取組

協定PPP/PFI地域プラットフォームが全国各地で増加している中、更なる実効性のある取組が求められている。

内閣府による支援等を通じて、継続的、安定的に官民対話を促進するなど効果的な運用を下支えする。

地域プラットフォームの効果的な運用

知識・知見の習得

ニーズ・シーズのマッチング機能の強化

内閣府による支援

具体の案件形成

- ・地域プラットフォーム運用に関する伴走支援の強化
- ・PPP/PFI専門家派遣制度の活用
- ・「地域プラットフォーム設置・運用マニュアル」の充実

PFI推進機構による事業の具体化支援

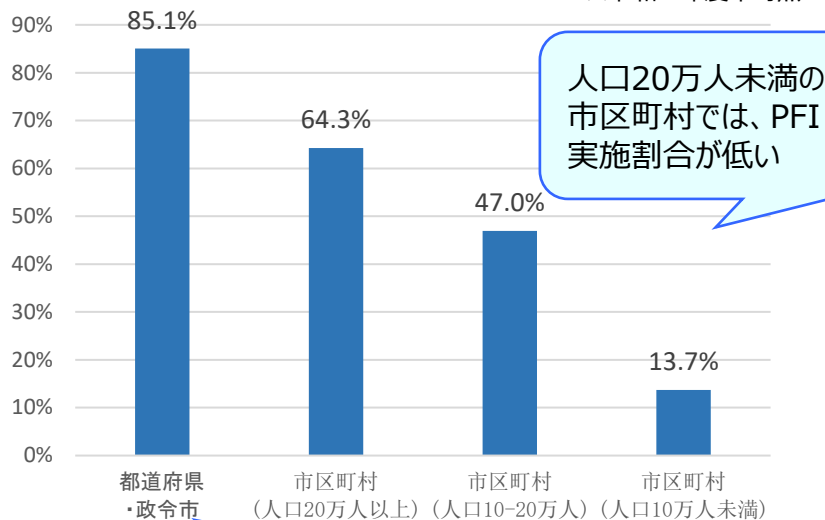
アクションプランの重点分野における事業件数10年ターゲットの進捗の加速化に向け、具体的かつ継続的な支援により、具体の案件形成に繋げる。

地域におけるPPP/PFIの活用拡大の方向性

- ◆自治体のPFI実施状況には偏りがあることから、幅広い地方公共団体の取組を促進することが必要。
- ◆具体的には、特に小規模自治体のPPP/PFI事業の活用促進を図るため、以下の取組を実施。
 - 地域プラットフォーム※¹未設置の都道府県に対してヒアリング等の個別対話を実施し、設置機運の醸成を図るとともに、設置意向のある地方公共団体における地域プラットフォームの設置を支援。また、既設置の地域プラットフォームの広域化等による機能強化も支援。
 - 優先的検討規程※²について、策定の目途が立っていない人口10万人以上の地方公共団体に対して策定を促すとともに、策定意向のある小規模な地方公共団体の策定や実効性のある運用を支援。
 - これらの取組により小規模な地方公共団体における案件形成の環境整備を行い、PPP/PFI事業の促進を図る。

■自治体規模別のPFI実施割合

※令和4年度末時点

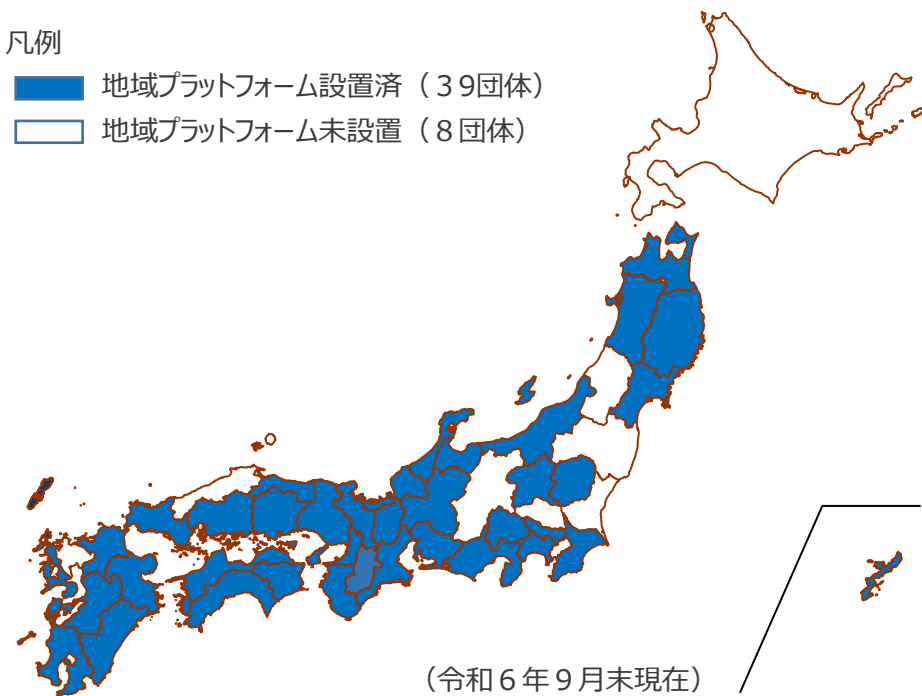


R5.3末時点で9県・1政令市が未実施

■都道府県別地域プラットフォーム設置状況

凡例

- 地域プラットフォーム設置済 (39団体)
- 地域プラットフォーム未設置 (8団体)



※¹ PPP/PFI導入に関する企業・金融機関・自治体等の連携の場。

※² 公共施設の整備等に際し、PPP/PFI手法導入を優先的に検討する仕組み。

地域プラットフォーム

- 地域の行政、金融機関、企業、大学等の関係者が集い、PPP/PFI事業のノウハウ取得や官民対話等の情報交換の場となる「**地域プラットフォーム**」を設置
 - ⇒地域の関係者の**PPP/PFIに対する理解度の向上**
 - ⇒地域の多様な事業分野の民間事業者の**企画力・提案力・事業推進力の向上**や**その能力を活用した案件の形成を促進**

地域プラットフォームの機能

➤ 普及啓発・人材育成機能

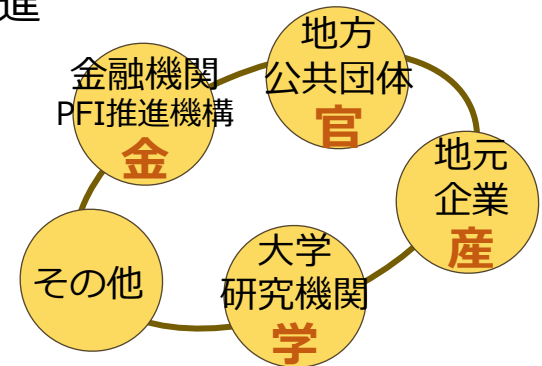
- ・ PPP/PFIの基礎的な内容や事例研究等について**セミナーを開催**
- ・ 自治体職員に対し、具体的な案件形成ができる**人材育成**を推進

➤ 情報発信・官民対話機能

- ・ 具体のPPP/PFI候補案件について、**行政からの情報提供のうえ官民対話等を実施**、事業化に向け次段階へ推進
- ・ 案件の市場性の有無、事業のアイデア
- ・ 民間事業者の参入意向や参入条件 等の意見聴取

➤ 交流機能

- ・ 地元企業によるコンソーシアム組成を容易にする**異業種間のネットワークの構築**



PPP/PFI地域プラットフォームの協定制度

概要

内閣府及び国土交通省は、地方公共団体を始め地域の関係者のPPP/PFIに対する理解度の向上を図るとともに、地域の様々な事業分野の民間事業者の企画力・提案力・事業推進力の向上やその能力を活用した案件の形成を促進するため、地域の産官学金が集まって、PPP/PFI事業のノウハウ取得や官民対話を含めた情報交換等を行う地域プラットフォームの代表者と協定を結び、活動を支援

支援内容

■対象となる地域プラットフォーム

○要件

- ・代表者に地方公共団体(都道府県、政令指定都市等)が含まれる
- ・代表者と同一の都道府県内の地方公共団体、金融機関、民間事業者等から、構成団体としての参加の希望があったときには、原則としてこれを認める 等

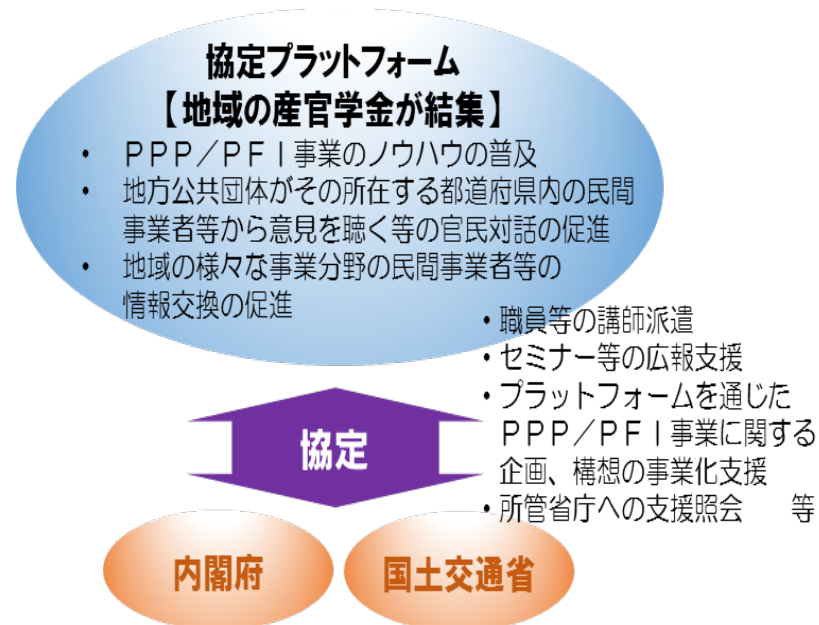
○次に掲げる機会を年1回以上提供

- ・参加者のPPP/PFI事業のノウハウ習得の機会
- ・地方公共団体がその所在する都道府県内の民間事業者等から意見を聴く等の官民対話の機会
- ・地域の様々な事業分野の民間事業者等の情報交換の機会

■支援内容

- 関係省庁の職員及び専門家を講師として派遣
- 地方公共団体が協定プラットフォームを通じて検討しているPPP/PFI事業に関する企画・構想の事業化を支援 等

【協定プラットフォームイメージ】



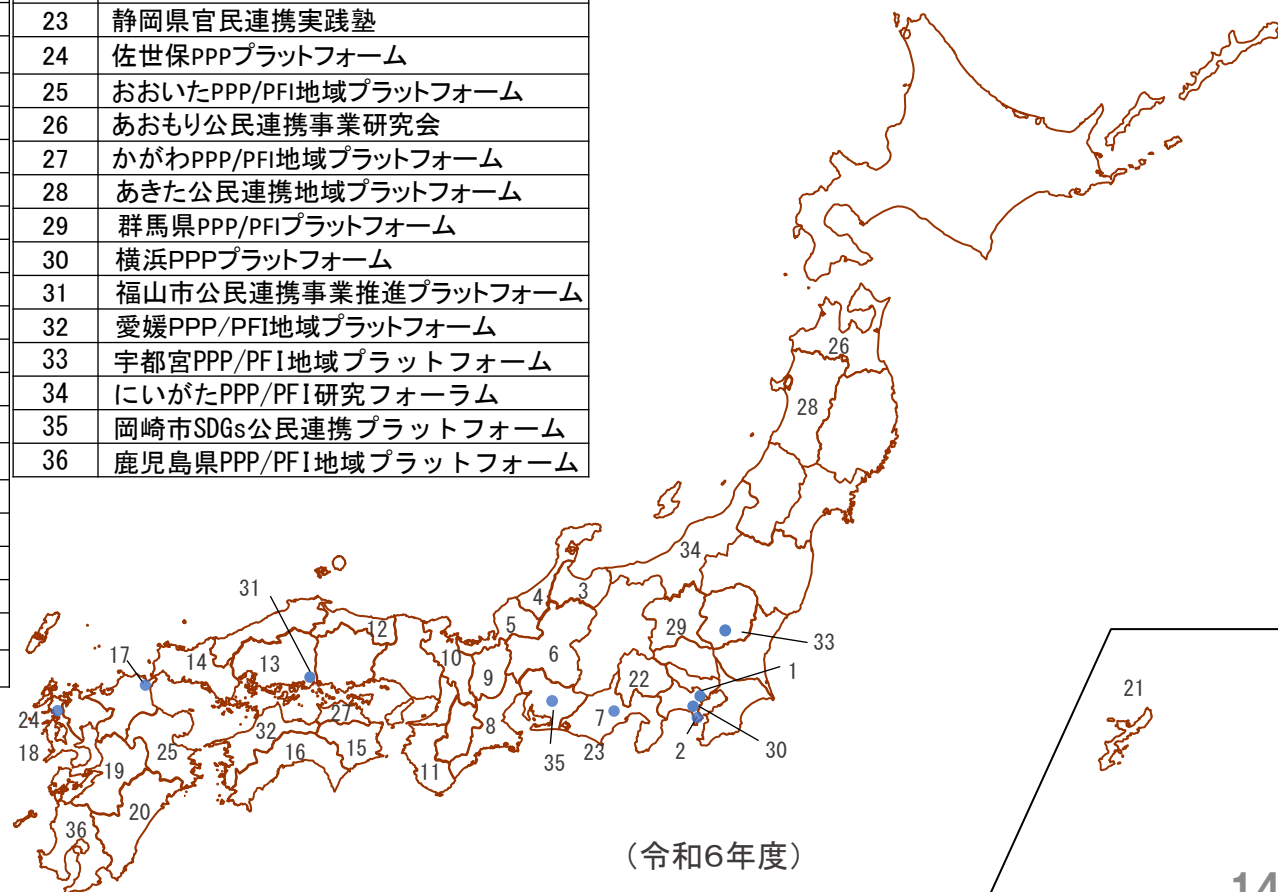
協定PPP/PFI地域プラットフォームの運営状況

○内閣府及び国土交通省は、地方公共団体を始め地域の関係者のPPP/PFI事業の具体的な案件形成を促進するため、PPP/PFI地域プラットフォームの代表者と協定を結び、活動を支援している。

○協定PPP/PFI地域プラットフォーム36団体のうち、令和5年度実績で、**35団体（97.2%）が講習会や官民対話等**の取組を実施、**21団体（58.3%）が官民対話等の具体的な案件形成**に関する取組を実施した。地域プラットフォームを形成した年度は主に講習会を開催して機運の醸成を図り、翌年度以降に官民対話を実施して具体的な案件形成に取り組む傾向にある。

○一方、**直近3か年連続で継続的、安定的に官民対話を実施した団体は13団体（36.1%）**に留まっており、継続的、安定的に官民対話を実施していない団体も多数存在している。

No.	協定PPP/PFI地域プラットフォーム名称	No.	協定PPP/PFI地域プラットフォーム名称
1	川崎市PPPプラットフォーム	22	やまなしPPP/PFI地域プラットフォーム
2	横須賀PPP/PFI地域プラットフォーム	23	静岡県官民連携実践塾
3	とやま地域プラットフォーム	24	佐世保PPPプラットフォーム
4	いしかわPPP/PFI地域プラットフォーム	25	おおいたPPP/PFI地域プラットフォーム
5	ふくい地域プラットフォーム	26	あおもり公民連携事業研究会
6	ぎふPPP/PFI推進フォーラム	27	かがわPPP/PFI地域プラットフォーム
7	静岡市PPP/PFI地域プラットフォーム	28	あきた公民連携地域プラットフォーム
8	みえ公民連携共創プラットフォーム	29	群馬県PPP/PFIプラットフォーム
9	淡海公民連携研究フォーラム	30	横浜PPPプラットフォーム
10	京都府公民連携プラットフォーム	31	福山市公民連携事業推進プラットフォーム
11	和歌山県官民連携プラットフォーム	32	愛媛PPP/PFI地域プラットフォーム
12	鳥取県PPP/PFI推進地域プラットフォーム	33	宇都宮PPP/PFI地域プラットフォーム
13	広島県PPP/PFI地域連携プラットフォーム	34	にいがたPPP/PFI研究フォーラム
14	山口地域PPP/PFI官民連携プラットフォーム	35	岡崎市SDGs公民連携プラットフォーム
15	徳島県PPP/PFIプラットフォーム	36	鹿児島県PPP/PFI地域プラットフォーム
16	高知県PPP/PFI県域連携プラットフォーム		
17	北九州地域PPP/PFI官民連携プラットフォーム		
18	長崎県PPP/PFI地域プラットフォーム		
19	熊本市公民連携プラットフォーム		
20	宮崎県・地域PPPプラットフォーム		
21	沖縄地域PPP/PFIプラットフォーム		



地域プラットフォームに関する記載（P17、18）

2. PPP/PFIの推進施策

（2）地方公共団体等の機運醸成、ノウハウの蓄積、案件形成に向けた積極的な支援

【具体的取組】

ix) 地域プラットフォーム等を通じた地域活性化に資するPPP/PFIの推進

- ① 地方ブロックプラットフォーム等に国の出先機関や機構などが積極的に参画し、広域的な地域プラットフォーム形成・運営の優良事例等の情報共有や、形成が進んでいない都道府県との個別対話等を通じて、複数の地方公共団体・地域内外の民間事業者等で構成される広域的な地域プラットフォームの形成・運営を支援し、令和8年度までに全都道府県への展開を図る。あわせて、地域プラットフォームを活用した具体的な案件形成を促進するため、PPP/PFIに関する専門的知見やファシリテート能力を有する大学関係者（アカデミア）や専門家等の多様な有識者を地域プラットフォームの活動への参画を促進する。（平成29年度開始、令和6年度強化）＜内閣府＞
- ② 地域プラットフォームを効果的に運営し、構想段階から継続的・安定的に官民対話を行って具体的な案件形成に繋げるため、地域プラットフォーム運営支援の強化、地域プラットフォーム設置・運用マニュアルの充実、PPP/PFI専門家派遣制度の活用等による支援を行う。（令和6年度開始）＜内閣府＞

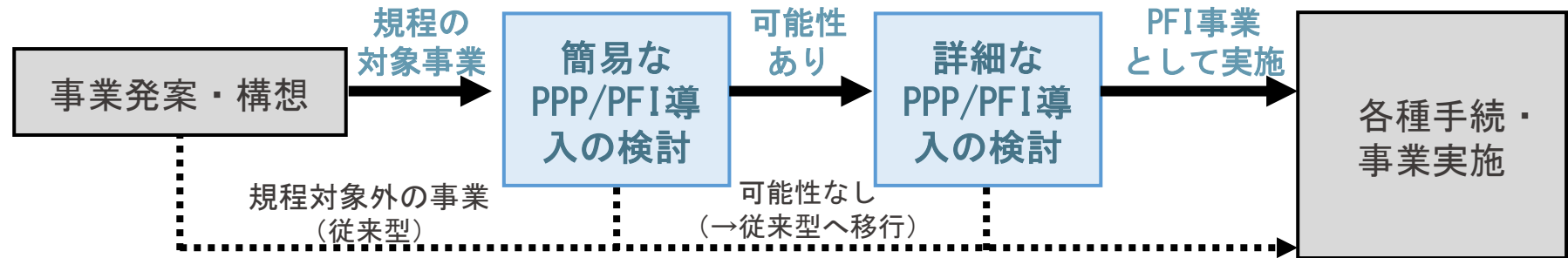
優先的検討規程とは

- ・対象となる事業について、従来手法よりも効率的・効果的な実施手法（PPP/PFI等）がないか検討することを原則と定めるルール
- ・PPP/PFIの導入効果を簡易的に調べる方法や、具体的な手続をまとめたガイドライン
※対象となる事業規模・分野や検討の手続などは、地方公共団体ごとに独自に規定

規程策定前



規程策定後



優先的検討規程の策定・運用状況

○アクションプランへの対応状況

- 令和5年9月から12月にかけて、**人口10万人以上の市区**のうち、**規程未策定で策定作業に着手していない団体または策定意向のない団体、計59団体全てに対して個別対話**を実施し、規程の必要性を説明し規程の策定に関する意向を把握したところ、そのうち14団体は、今年度以降に規程を策定する意向を示した。
- 人口20万人以上**の地方公共団体に対して、速やかな優先的検討規程の策定を要請。
⇒（進捗状況）令和5年度末現在で市区について**80.4%**
- 人口10万人以上20万人未満**の地方公共団体に対して、令和5年度までの規程の策定を要請。
⇒（進捗状況）令和5年度末現在で市区について**56.1%**
- 優先的検討規程に基づくPPP/PFI事業の検討**を実施した団体数について、令和6年度までに334団体とする。
⇒（進捗状況）令和5年度末で**204団体**
- 規程未策定の団体に対しては、引き続き個別対話等を実施して規程の策定を要請する。

○R6.3末時点の優先的検討規程の策定・運用状況

策定団体		団体総数	規程策定済みの団体数		規程に基づき令和5年度までに具体案件を検討した団体数
国		13	13	100.0%	7
地方公共団体	都道府県	47	47	100.0%	41
	政令指定都市	20	20	100.0%	20
	人口20万人以上の市区	112	90	<u>80.4%</u>	78
	人口10万人以上20万人未満の市区	148	83	<u>56.1%</u>	31
	人口10万人未満の市区町村	1,461	69	4.7%	34
	合計	1,788	309	17.3%	<u>204</u>

「PPP/PFI実施状況アンケート調査（令和6年8月 内閣府）」より

優先的検討プロセスの全体像と優先的検討規程運用の主な効果

効果1：PPP/PFI事業の捕捉

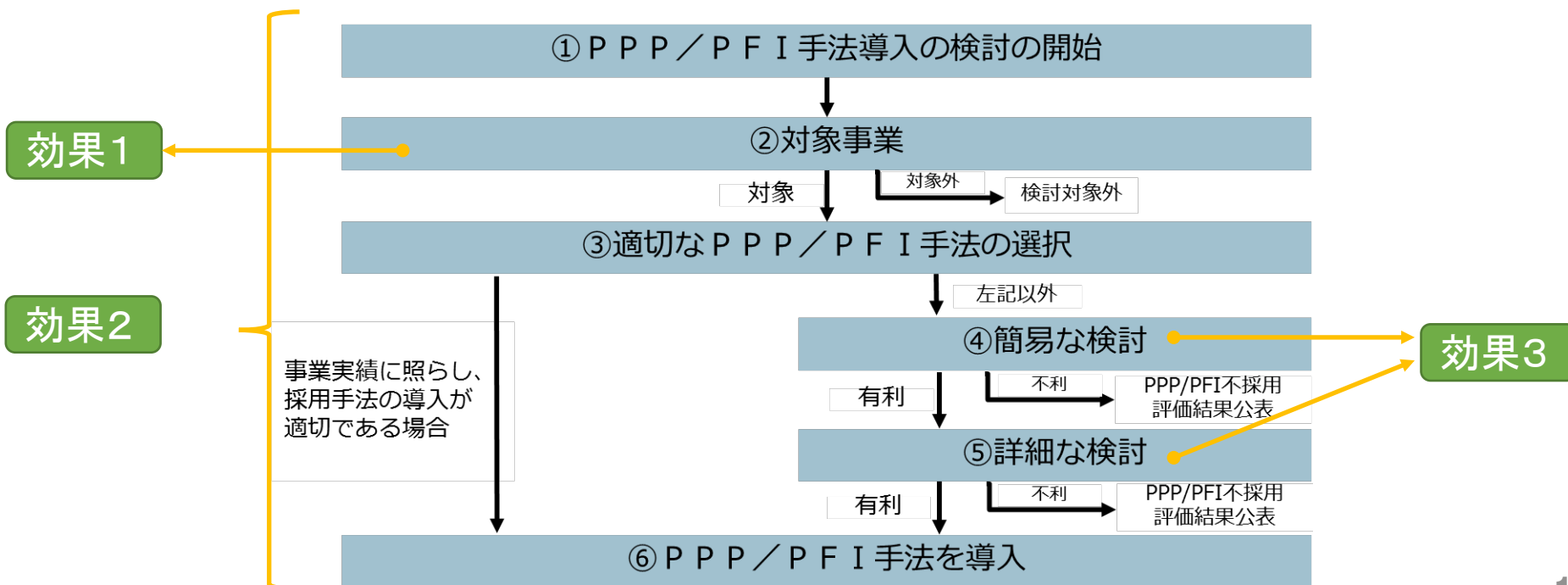
- 対象となる事業や事業費基準等を設定し、PPP/PFI手法により効果が高まる可能性がある事業を捕捉する仕組みを構築できる。

効果2：庁内の検討体制の構築

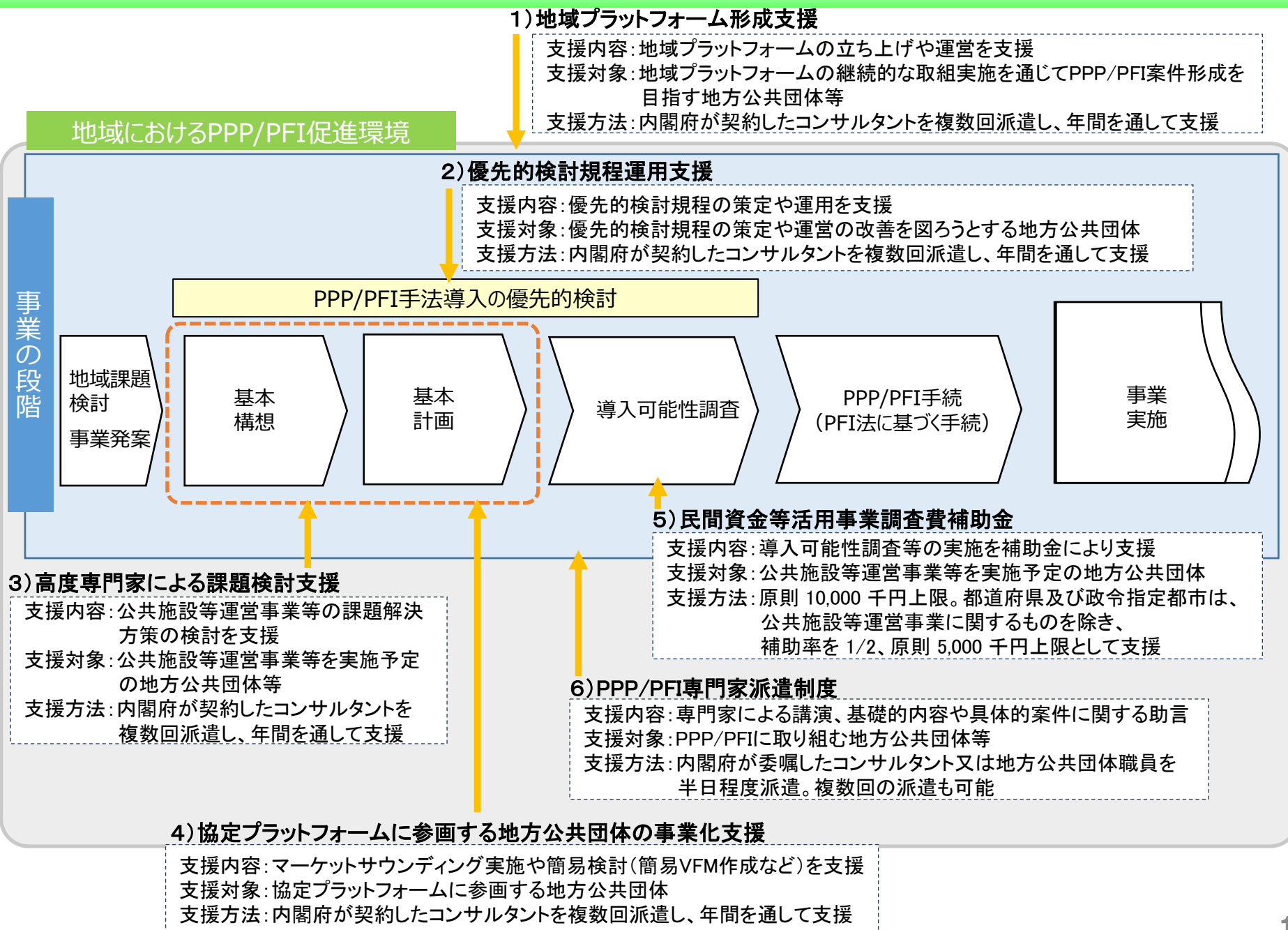
- 事業所管課をはじめとする関連部局が意思決定に関与する方法やタイミングが明確化され、効果的かつ効率的に庁内（議会含む）で検討する体制を構築できる。

効果3：多様な効果の検討

- 簡易な検討及び詳細な検討において上位計画に基づく評価を実施できる。
- PPP/PFI手法導入決定以降の実施方針公表や特定事業の選定、民間事業者選定、契約、モニタリングにおける多様な効果の評価指標に発展させることができる。



PPP／PFI推進に活用できる支援制度

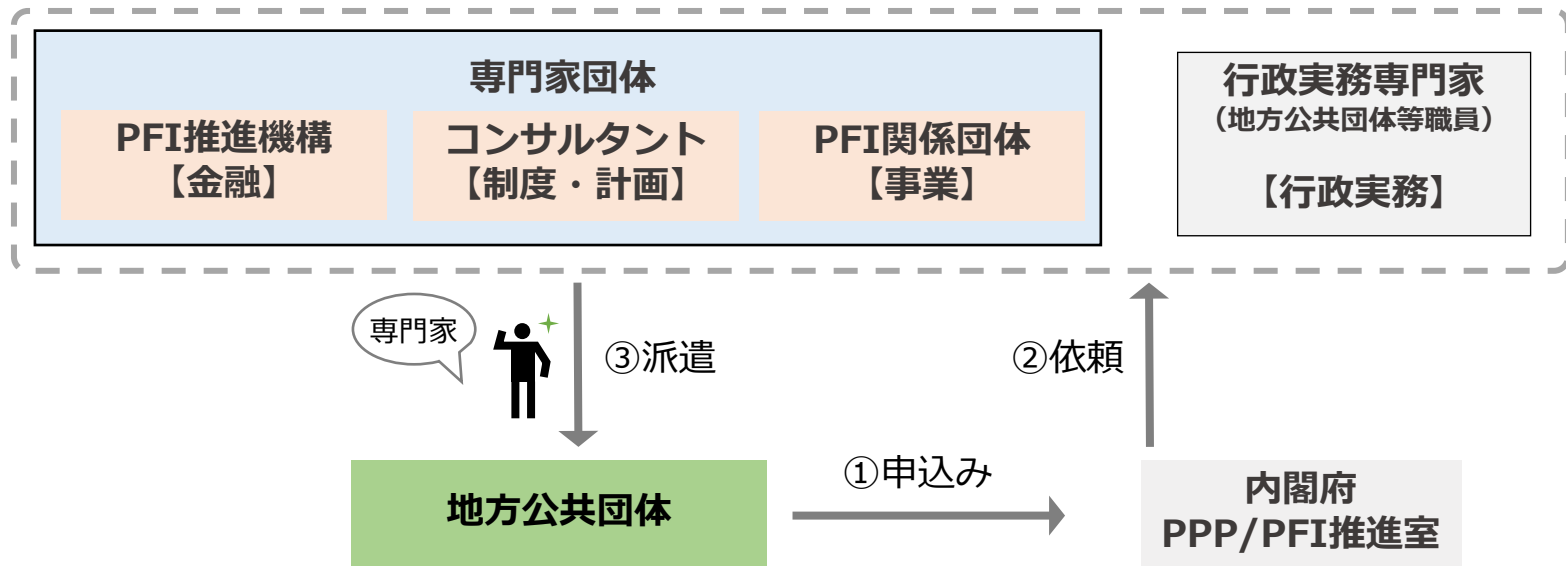


PPP/PFI専門家派遣制度の概要

- PPP/PFI事業に取り組む地方公共団体等を支援するため、専門的知見、ノウハウ、経験を持つ専門家を派遣する制度。
- 制度運用を開始した平成23年度以降、派遣件数は令和5年度末までに延べ476件。

【専門家派遣制度の概要】

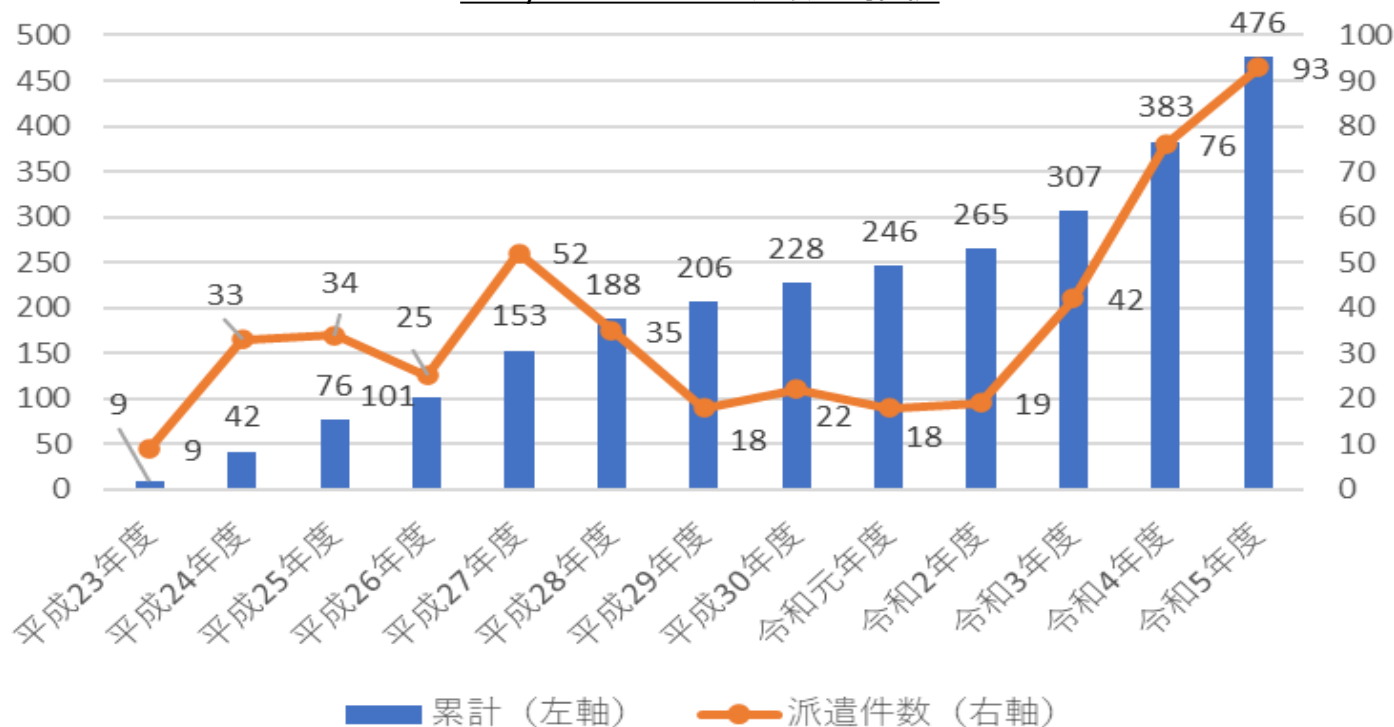
- PPP/PFI事業に取り組む地方公共団体等を支援するため、専門的知見、ノウハウ、経験を持つ専門家を派遣する制度（平成23年度より派遣開始）
- 地方公共団体等からの申込内容に応じ、1回につき半日程度で派遣（内容に応じて複数回の派遣も可能）
- 専門的な立場からアドバイス、講演、質疑応答を実施
- PPP/PFI事業について、庁内推進体制の構築や検討ルールの整備、予算対応、議会对応、庁内合意形成など、行政実務に関しての実務経験・実績を豊富に有する地方公共団体等の職員の方を、「PPP/PFI行政実務専門家」として、令和3年9月より派遣開始
- 令和4年7月から、金融・ファイナンスに関する専門家派遣要請に対応するため、機構職員の方を派遣
- 通年で受付中、派遣費用（旅費、謝金）は内閣府が負担



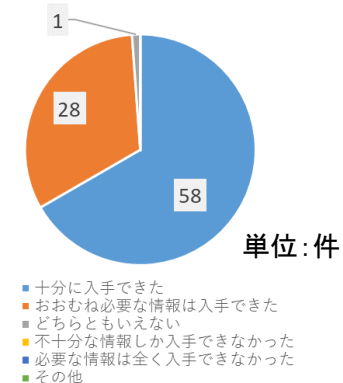
PPP/PFI専門家派遣数の推移

- PPP/PFI専門家派遣制度とは、PPP/PFI事業に取り組む地方公共団体等を支援するため、専門的知見、ノウハウ、経験を持つ専門家を派遣し、その派遣費用（旅費、謝金）を内閣府が負担する制度。
- 平成23年度からコンサルタントを派遣することにより、制度運用を開始した。令和3年9月には行政実務に精通する地方公共団体職員、令和4年7月にはPFI推進機構職員の派遣を開始して制度運用している。
- 相談内容は、PPP/PFI制度概要・事例紹介、事業手法（具体案件）、庁内推進体制の構築や検討ルールの整備、庁内合意形成、議会对応など多岐に渡っている。
- 制度運用開始以降、令和6年3月末現在で延べ476件の専門家派遣を実施。特に、令和3年度以降は相談件数が急増しており、PPP/PFIに対するニーズが窺える。
- 派遣を受けた地方公共団体等の9割以上から「質疑は的確・適切であった」、「必要な情報が得られた」との評価を得ている。（アンケートの有効回答数は87件）

PPP/PFI専門家派遣数の推移



必要な情報の入手



専門家による
質疑応答の適切性



PPP/PFIに関するお問合せについて

PPP/PFI事業の実務に関するご質問、お問合せに内閣府PPP/PFI推進室が対応します

連絡先：内閣府PPP/PFI推進室 03-6257-1655（直通）

○問い合わせいただいている主な質問の例

1. PPP/PFI全般

- ・コンセッションについて教えてほしい。
- ・〇〇（例：学校空調整備）を検討しているがPPP/PFIの類似事例を教えてほしい。

2. PFI法関連解釈

- ・地方自治法に基づく債務負担行為の設定はいつまでに議決をとれば良いのか。
- ・〇〇（例：温泉施設）はPFI法2条の公共施設等に該当するか。

3. PPP/PFI支援措置

- ・PFI事業は補助金の対象になるのか。
- ・PPP/PFI専門家派遣支援を受けられないか。

4. PPP/PFI優先的検討規程

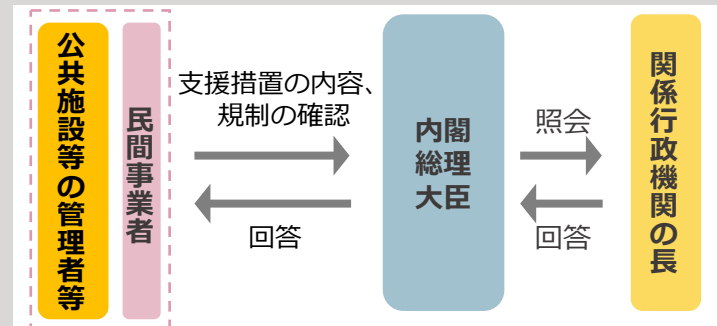
- ・優先的検討規程の事業費基準はどのように解釈するのか。
- ・簡易な検討で用いるVFM算出シートの使い方を教えてほしい。

必要に応じて、行政、金融、法律、会計、コンサルタント等各分野の専門家及び関係省庁の意見も確認します

● ワンストップ窓口制度

平成30年度のPFI法改正により、『ワンストップ窓口制度』が位置づけられました。

- ・地方公共団体、PPP/PFI事業を実施し、もしくは実施しようとする民間事業者は、内閣総理大臣に対し、規制適用の有無、支援措置適用の有無について、書面にて確認を求めることができるようになりました。
- ・内閣総理大臣はお問い合わせに対し、必要に応じて関係行政機関の長に確認の上、書面にて回答します。



PFI事業基礎データベースの公表(令和6年3月)

OPFI事業促進を目的として、情報を一元化したPFI事業基礎データベースを公表。
(令和5年3月31日までに実施方針を策定しているもののうち、実施主体から公表可能として情報提供等あったもの。)



内閣府
Cabinet Office

▼内閣府の政策 ▼組織・制度 ▼広報・報道 ▼活動・白書等 ▼情報提供

English



検索

民間資金等活用事業推進室
(PPP/PFI推進室)

▼ PPP/PFI推進に向けた施策 PPP/PFI事例集 ▼ マニュアル・関連リンク よくある御質問
株式会社民間資金等活用事業推進機構

内閣府ホーム > 内閣府の政策 > 民間資金等活用事業推進室(PPP/PFI推進室) > 各種PFI情報 > PFI事業情報

PFI事業情報

PFI事業 基礎データベース

PFI事業促進を目的として、情報を一元化し、「PFI事業 基礎データベース」を作成しました。

掲載している情報は、令和5年3月31日までに実施方針を策定しているもののうち、実施主体から公表可能として情報提供等あったものです。

① PFI事業 基礎データベース(Excel形式:342KB)

データ項目(例)

- ・事業分野
- ・事業手法
- ・事業スケジュール
- ・事業者(代表企業、構成企業等)
- ・契約金額
- ・VFM 等

https://www8.cao.go.jp/pfi/pfi_jouhou/jigyoyou/jigyoyou_index.html

①事業名・事業主体			③事業内容								
項番	1-1. 事業名	1-2. 事業主体	2-1 管理者種別	2-2 自治体コード	3-1. 事業地点	3-2. 施設用途(主)	3-3. 事業分野(主)	3-4. 施設用途②	3-5. 事業分野②	3-6. 施設用途③	3-7. 事業分野③
338	中央合同庁舎第8号館整備等事業	国土交通省 内閣府	①国	-	東京都千代田区	庁舎	⑥行政	なし	非該当	なし	非該当
762	内閣府新庁舎(仮称)整備等事業	国土交通省 内閣府	①国	-	東京都千代田区	庁舎	⑥行政	なし	非該当	なし	非該当

④事業の特徴(事業手法・他の事業手法・事業者の収入)						⑤事業の経過・スケジュール							⑥事業者(落札者)		
4-1. 事業手法	4-2. PFI方式以外の事業 手法の有無・内容	4-3. 事業者の収入① サービス対価(発注 者からの対価)	4-4. 事業者の収入② 利用者等からの収入 (要求水準として内 容指定) ※利用料収入、用 途指定の利便施設 等	4-5. 事業者の収入③ 利用者等からの収入 (任意)	4-6. 任意事業の内容	5-1. 実施方針(案)/ 実施方針公表日	5-2. 特定事業選定日	5-3. 契約締結日	5-4. 供用開始日	5-5. 契約終了日	5-6. 運営権開始日	5-7. 運営権終了日	6-1. 事業者 (代表企業)	6-2. 事業者 (その他構成企業)	6-3. 事業者 (協力企業)
・BTO	・行政財産の使用 許可	○	○	×	非該当	2009/4/13	2009/6/16	2010/2/17	2014/4/1	2024/3/31	非該当	非該当	・清水建設株式会社	・太平洋ビルサービス株式会 社	・株式会社日建設計 ・重日本電電託株式会 社
・BTO	・行政財産の使用 許可	○	○	×	非該当	2019/11/25	2020/4/6	2021/1/29	2025/10/1	2040/3/31	非該当	非該当	・清水建設株式会社	・株式会社日建設計 ・株式会社ニッコトラス	・株式会社ニッコトラス

国による支援事業の公表(令和6年8月)

○内閣府および関係省庁では地方公共団体等におけるPPP/PFIの導入と案件形成を促進するため各種支援事業を実施している。各府省庁の支援事業周知を目的として、支援概要を横断的に把握可能な「国による支援事業リスト」を公表。
(※各支援事業により、通年または特定の時期の実施、今年度当初予算では計上されていないなどがある。)



内閣府
Cabinet Office

- English
- 検索
- 内閣府の政策
- 組織・制度
- 広報・報道
- 活動・白書等
- 情報提供

国による支援事業

内閣府のみならず関係省庁のPPP/PFIに係る支援事業について更なる周知を図りPPP/PFIの導入促進と案件形成を一層促進する目的から、各府省の支援事業概要を横断的に把握可能な「国による支援事業リスト」を作成しました。積極的にご活用いただき、更なるPPP/PFI導入と案件形成の促進に役立てていただければと存じます。

※各支援事業については、通年で実施するもの、特定の時期に実施する、今年度当初予算では計上されていないものがそれぞれありますので、各支援事業の詳細については関係省庁にお問合せくださいますようお願い申し上げます。

1. [令和6年度 国による支援事業の概要\(PDF形式:344KB\)](#)
2. [令和6年度 国による支援事業リスト\(Excel形式:50KB\)](#)

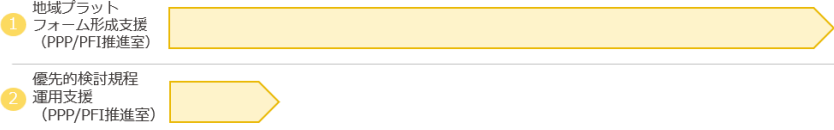
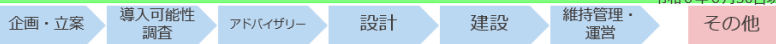
データ項目 (例)

- 支援対象
- 支援対象とする事業段階
- 支援内容 (概要、補助率等)
- 問合せ先 等

https://www8.cao.go.jp/pfi/shien/shien_index.html

国による支援事業の概要 (内閣府) 1/2

令和6年6月30日現在



番号	府省庁	事業名等	支援対象		支援対象とする事業段階							
			支援対象者	事業分野/対象施設	全般	企画・立案	導入可能性調査	アドバイザー	設計	建設	維持管理・運営	その他
1	内閣府	地域プラットフォーム形成支援	・ 地方公共団体等 ・ 地方公共団体等を構成員として含む構成体	・ 特になし	○							
			支援内容				問合せ先					
			補助率等	概要	URL		担当部署・課	電話番号	e-mail (任意)			
			内閣府が費用を負担	・ 内閣府が契約したコンサルタントを複数回派遣し、地域におけるPPP/PFI案件の形成能力の向上を図るため、行政、金融機関、企業等の関係者が集い、ノウハウの習得や情報の交換等を容易にする場（地域プラットフォーム）の形成や運営を年間を通して支援	https://www8.cao.go.jp/pfi/shien/r5/r5_index.html		内閣府民間資金等活用事業推進室（PPP/PFI推進室）	03-6257-1655				

第1回「PPP/PFI事業優良事例表彰」受賞事業

○第1回「PPP/PFI事業優良事例表彰」において、

公募の結果、合計63件（部門A:21件、部門B:42件）の応募があり、大臣賞、優秀賞及び特別賞の計10件の受賞事業を決定しました。

○各受賞事業の概要は、内閣府PPP/PFI推進室HPを参照のこと。

URL：https://www8.cao.go.jp/pfi/hyosho/yuryojirei_index.html

＜大臣賞＞

事業名	地方公共団体等名	部門名
宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）	宮城県	部門A
旧荻田家付属町家群活用事業（城下小宿 粋や）	岡山県津山市	部門B

＜優秀賞＞

事業名	地方公共団体等名	部門名
南紀白浜空港民間活力導入事業	和歌山県	部門A
鳥取県西部総合事務所新棟・米子市役所粋町庁舎整備等事業	鳥取県 鳥取県米子市	部門A
伊達市学校給食センター整備運営事業	北海道伊達市	部門B
妙高市ガス事業譲渡及び上下水道事業包括的民間委託	新潟県妙高市	部門B
飯綱山公園官民連携魅力向上事業	長野県小諸市	部門B

＜特別賞＞

事業名	地方公共団体等名	部門名
長井海の手公園等交流拠点機能拡充事業	神奈川県横須賀市	部門A
三条市社会資本に係る包括的維持管理業務（嵐北地区）	新潟県三条市	部門B
金谷地区生活交流拠点整備運営事業	静岡県島田市	部門B

※ 部門A：人口20万人以上の地方公共団体、国等で事業化された事例部門

部門B：人口20万人未満の地方公共団体で事業化された事例部門

宮城上工下水一体官民連携運営事業(みやぎ型管理運営方式)

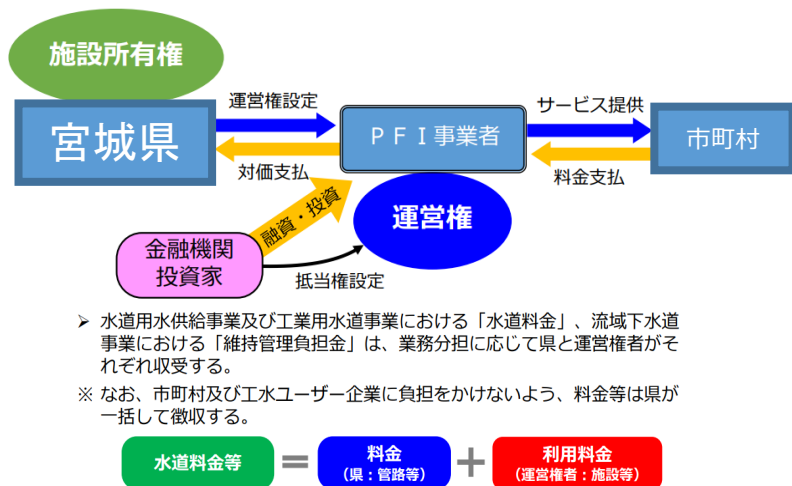
【課題】人口減少や節水型機器の普及に伴う料金収入の減少、県職員の減少、設備・管路の更新需要の増大等

【目的】スケールメリットを活かしたコスト削減と、水道・下水道・工業用水道 3 分野における全体最適を目指した事業運営

【概 要】

実施自治体	宮城県 人口約230.2万人（令和2年度時点）
事業方式	PFI（コンセッション方式）
事業期間	令和4年4月1日～令和24年3月31日（20年間）
契約金額	約1600億円（税抜）
事業概要	水道用水供給事業、工業用水道事業、流域下水道事業
事業実施主体	SPC(特別目的会社)・・・(株)みずむすびマネジメントみやぎ 代表企業・・・メタウォーター(株)

【事業スキーム】



事業対象エリア

みやぎ型管理運営方式の対象

赤い太線で囲んだ範囲(県の水道用水供給エリア)内★印のついた事業が対象です。



出典：宮城県

みやぎ型管理運営方式 対象9事業

- **水道用水供給事業（2事業）**
 - ・大崎広域水道事業
 - ・仙南・仙塩広域水道事業
- **工業用水道事業（3事業）**
 - ・仙台北部工業用水道事業
 - ・仙塩工業用水道事業
 - ・仙台圏工業用水道事業
- **流域下水道事業（4事業）**
 - ・仙塩流域下水道事業
 - ・阿武隈川下流域下水道事業
 - ・鳴瀬川流域下水道事業
 - ・吉田川流域下水道事業

※対象外の流域下水道事業（3事業）

- ・北上川下流流域下水道事業
- ・迫川流域下水道事業
- ・北上川下流東部流域下水道事業

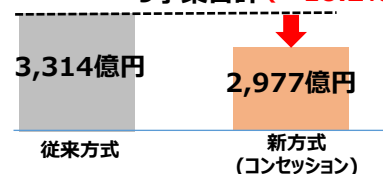
【事業の効果】

自治体・利用者・地域

- ・ 現行体制を続けた場合に対して、提案を踏まえた事業費は、約337億円の削減達成
- ・ 上記削減により、水道料金等の上昇抑制に寄与

**削減効果
約337億円**

9事業合計 (▲10.2%)



 民間事業者

- コンセプション手法の採用で、設計から運営まで一貫して技術力・ノウハウ・創意工夫を発揮

旧荻田家付属町家群活用事業(城下小宿 粋や)

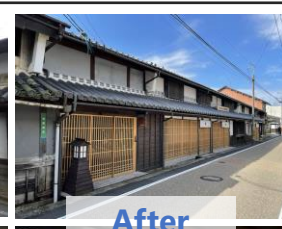
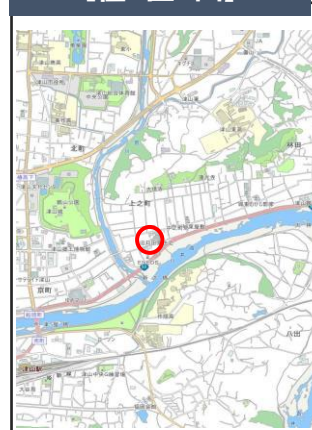
概要

- 市が1棟貸しの宿泊施設ヘリノベーション、コンセッション方式により民間事業者へ運営権を設定。
- 当初は指定管理者制度での運営を想定していたが、事業方針の見直しを行い、コンセッション方式に転換。
- 重伝建地区における遊休化した公共施設及び文化財の保存と活用の両立に成功。
- スモールコンセッションの先導的事例であり、市の財政的な課題解決や、地域経済循環といった面にも貢献。

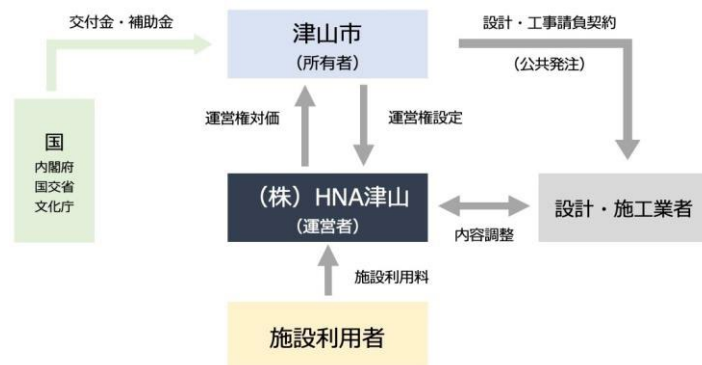
【概 要】

地方公共団体等	津山市（岡山県）人口9.7万人（R5年1月時点）
民間事業者	株式会社HNA津山
事業方式	コンセッション方式
事業分野	文化・社会教育施設
事業期間 （供用開始時期等）	令和2年7月～令和22年3月
事業参画企業	株式会社HNA津山

【位 置 図】



【事業スキーム】



- 施設の改修は市が公共工事として実施、コンセッション方式により民間が運営。
- 運営権対価は7,405万円（税抜）を事業者から市へ納付（17年間）

【事業の効果】

【先導性】

床面積約520㎡という小規模施設における先駆的なスモールコンセッションとして、他の事業の先例となっている。

【汎用性】

遊休化した公共施設や、歴史的建築物の利活用スキームの事例となっており、短期間のPFI事業としても汎用性が高い事業スキームである。

【継続性】

20年間という長期の運営権設定と、市内にあるホテルとの一体的な運営により、高い事業継続性を担保。

【有効性】

エリア周辺への民間投資が進み近隣に店舗などがオープン。
地元高校生によるロゴデザインが採用され、地域人材の育成などに寄与。

民間資金等活用事業推進機構(PFI推進機構)

PFI推進機構は、内閣総理大臣が定める支援基準に従い、PFI事業（ただし、事業に要する費用の全部又は一部を利用者の支払う料金の回収するものに限る。）に対する**出融資（優先株・劣後債の取得等）**や**案件形成のためのコンサルティング**を実施。

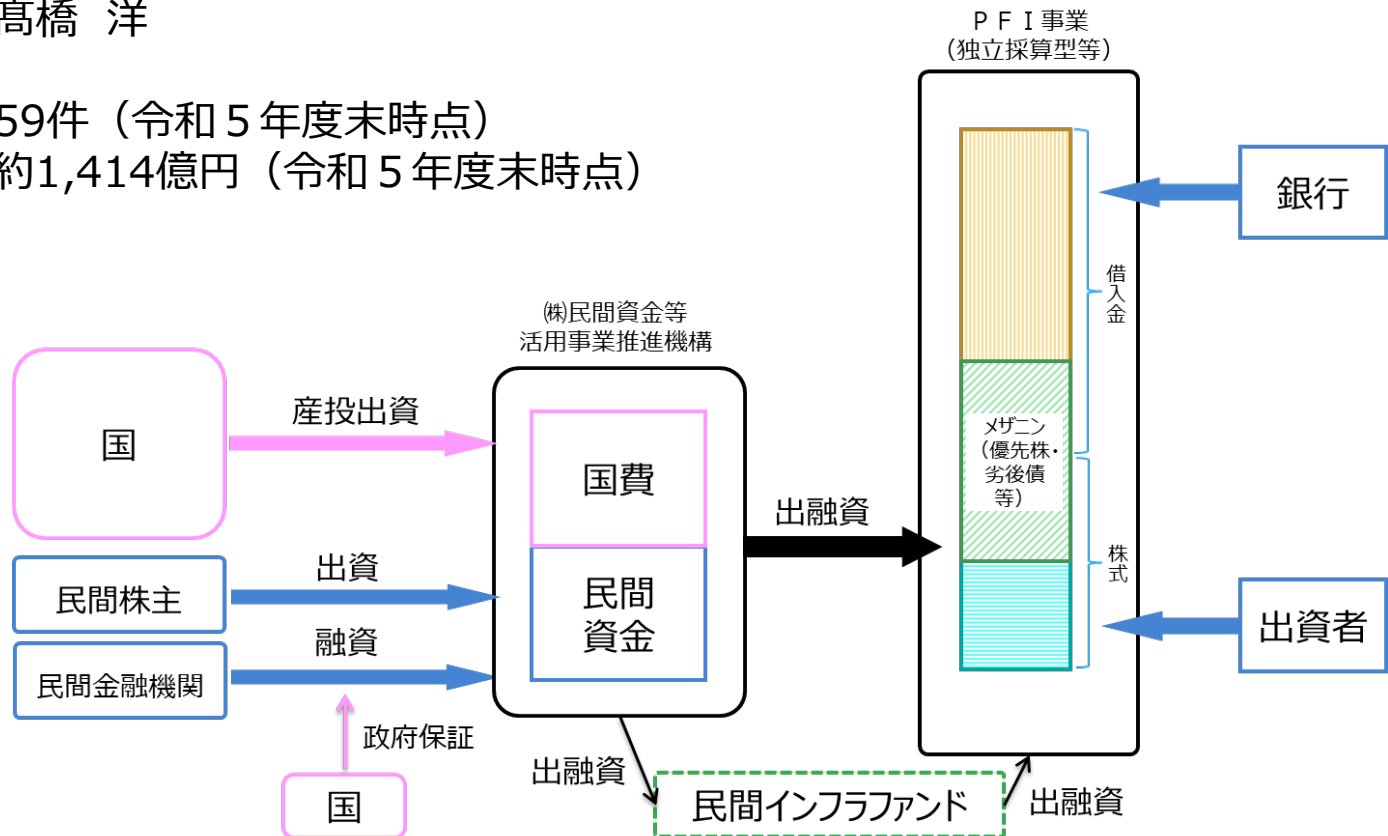
設立
存続期間
資本金

平成25年（2013年）10月7日（平成25年PFI法改正により設立）
令和14年度末までに保有する全ての株式、債権の処分を行うよう努めなければならない
100億円（出資金額：政府100億円、民間100億円）

代表取締役会長
兼 社長
支援決定件数
支援決定金額

※民間株主69社（うち49社が地域金融機関）
高橋 洋

59件（令和5年度末時点）
約1,414億円（令和5年度末時点）



ご清聴ありがとうございました。



内閣府 民間資金等活用事業推進室（PPP/PFI推進室）

〒100-8914
東京都千代田区永田町1-6-1
中央合同庁舎中央合同庁舎第8号館14階

TEL : 03-6257-1655
FAX : 03-3581-9682
URL : <http://www8.cao.go.jp/pfi/>

